

平成25年4月相模原市教育委員会定例会

日 時 平成25年4月26日(金曜日)午後2時30分から午後4時33分まで

場 所 相模原市役所 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第23号) 東日本大震災に伴う公の施設の利用料金及び使用料の還付の特例に関する規則を廃止する規則について(教育総務室)

日程第 2 (議案第24号) 相模原市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則について(教育環境部)

日程第 3 (議案第25号) 教育財産の取得の申出について(生涯学習部)

日程第 4 (議案第26号) 相模原市スポーツ推進委員の人事について(生涯学習部)

日程第 5 (請願第 1号) 児童生徒の懲戒処分規程の制定等を求める請願

4. 閉 会

出席委員(4名)

委 員 長 溝 口 碩 矩

委員長職務代理者 小 林 政 美

教 育 長 岡 本 実

委 員 大 山 宜 秀

説明のために出席した者

教 育 局 長 白 井 誠 一 教 育 環 境 部 長 大 貫 守

学 校 教 育 部 長 小 泉 和 義 生 涯 学 習 部 長 小 野 澤 敦 夫

教 育 局 参 事 小 山 秋 彦 教 育 総 務 室 細 谷 正 行  
兼教育総務室長 担 当 課 長

|                     |       |                     |       |
|---------------------|-------|---------------------|-------|
| 総合学習センター<br>所長      | 金井秀夫  | 教育環境部参事<br>兼学務課長    | 長嶋正樹  |
| 学務課担当課長             | 高橋進   | 学務課主査               | 屋宜謙和  |
| 教育環境部参事<br>兼学校保健課長  | 鈴木英之  | 学校施設課長              | 山口和夫  |
| 学校教育課長              | 西山俊彦  | 学校教育課<br>課長代理       | 馬場博文  |
| 学校教育課主幹             | 小泉勇   | 学校教育課<br>担当課長       | 東條久美子 |
| 学校教育課<br>指導主事       | 林由美子  | 相模川自然の村<br>野外体験教室所長 | 青木正利  |
| 青少年相談<br>センター所長     | 小畑弘文  | 生涯学習部参事<br>兼生涯学習課長  | 小森豊   |
| 文化財保護課長             | 川島和章  | 文化財保護課<br>担当課長      | 山迫孝弘  |
| 文化財保護課<br>主査        | 木村弘樹  | 文化財保護課<br>主任        | 中川真人  |
| 生涯学習部参事<br>兼スポーツ課長  | 八木博   | 図書館長                | 横山登美子 |
| 事務局職員出席者<br>教育総務室主任 | 秋山雄一郎 | 教育総務室主任             | 越田進之介 |

開 会

溝口委員長 それでは、ただいまから相模原市教育委員会 4 月定例会を開会いたします。

本日の出席委員は 4 名で、定足数に達しております。

なお、本日、田中委員より欠席の旨、届け出がありましたので、ご報告いたします。

本日の会議録署名委員に、大山委員と私、溝口を指名いたします。

はじめにお諮りいたします。本日の会議を公開の会議とすることで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

溝口委員長 では、本日の会議は公開といたします。

傍聴人の方は、お入りいただいて結構です。

(傍聴人入場)

溝口委員長 本日は、報道機関から録音の申請が提出されております。相模原市教育委員会傍聴規則第 7 条の規定に基づき、認めることといたしました。

東日本大震災に伴う公の施設の利用料金及び使用料の還付の特例に関する規則を廃止する規則について

溝口委員長 それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。

日程 1、議案第 2 3 号、東日本大震災に伴う公の施設の利用料金及び使用料の還付の特例に関する規則を廃止する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山教育総務室長 議案第 2 3 号、東日本大震災に伴う公の施設の利用料金及び使用料の還付の特例に関する規則を廃止する規則について、ご説明申し上げます。

東日本大震災に伴う公の施設の利用料金及び使用料の還付の特例に関する規則は、平成 2 3 年 3 月 1 1 日の震災の影響による施設利用の取り消しについて、利用料金及び使用料の還付の特例を定めるため、平成 2 3 年 4 月 1 6 日に施行したものでございますが、還付の特例の対象となる案件がなくなったため、本規則については、その役目を終えたということで、この規則を廃止する規則について提案するものでございます。

震災の発生後の施設の閉鎖や閉館に伴う利用料金等の還付については、それぞれの施設

の管理等について定めた規則の規定に基づき、既に納められた利用料金等を還付していましたが、平成23年4月中旬から、多くの施設で通常に開館することになったことから、新たにこの規則を制定し、それぞれの施設の規則の規定にかかわらず、還付ができるようにしたものでございます。

震災から2年が経ちまして、本規則による還付案件は今後発生し得ないため、廃止するものでございます。

なお、市長部局につきましても、同様の規則が制定されておりましたが、4月1日付で廃止をしているものでございます。

以上で、議案第23号、東日本大震災に伴う公の施設の利用料金及び使用料の還付の特例に関する規則を廃止する規則について、ご説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

大山委員 この議案は、教育委員会関係のものとして理解されますが、市のほかの施設に対しても、同様のことが行われるのでしょうか。

小山教育総務室長 市長部局が所管する施設につきましては、4月1日で、同様の規則が施行されております。

小林委員 目的を達成した規則を廃止する理由は、よくわかりました。本規則の対象となっている教育委員会の所管の施設の中において、還付の実績はどうだったのでしょうか。

青木相模川自然の村野外体験教室所長 相模川自然の村野外体験教室におきましては、13団体で41万2,000円の還付が行われました。また、ふるさと自然体験教室におきましては、5団体、7万1,000円の還付が行われました。

以上でございます。

金井総合学習センター所長 総合学習センターにおきましては、約200件、約55万円の還付をいたしました。

小森生涯学習課長 生涯学習部におきましては、津久井の中央公民館で5件、4,290円の還付をしております。

八木スポーツ課長 スポーツ施設に関しましては、例年も4月、5月は還付がございしますが、平成23年度につきましては、4月が3,372件で515万円、5月が約2,800件で約4,480万円の還付があり、例年より倍近くの還付があったという状況でござ

いました。

溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 それでは、ありませんので、これより採決を行います。

議案第23号、東日本大震災に伴う公の施設の利用料金及び使用料の還付の特例に関する規則を廃止する規則についてを原案どおり決めるにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第23号は可決されました。

#### 相模原市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則について

溝口委員長 次に、日程2、議案第24号、相模原市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大貫教育環境部長 それでは、議案第24号、相模原市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、奨学金の返還の猶予及び延滞金を徴収しないこととするための正当な理由に係る規定の追加、その他所要の改正をいたしたく、提案するものでございます。

改正の理由でございますが、奨学金の返還が滞っている者の多くは、雇用につけない、あるいは雇用につけても正規雇用ではないなどの経済的な理由によるものとなっております。従前から、経済的に困窮しているものに対しましては、条例で定める「正当な理由」があるものと解しまして、延滞金を徴収しておりませんでした。その根拠、基準について奨学金条例、あるいは奨学金条例施行規則に明確な規定がないこと、また、定期監査においてもそのような指摘を受けたことから、今回、規定の追加をするとともに、その他所要の改正をいたすものでございます。

現行の奨学金条例でございますが、第10条におきまして、返還の猶予について規定しておりまして、正当な理由があれば奨学金の返還を猶予できることと規定されております。

また、第13条では、延滞金の徴収については、正当な理由がない場合は延滞金を徴収することつまり、正当な理由があれば延滞金を徴収しないことができることとなっております。

ところが、延滞金の徴収だけではなく、返還の猶予につきましても、正当な理由につい

て、現在明確な規定はございません。したがって、新たに施行規則に規定を追加するものでございます。

はじめに、施行規則第10条の奨学金の返還を猶予することができる正当な理由といたしまして、条例で定めます進学や傷病、災害のほか、第1号といたしまして、生活保護法の規定による保護を受けていること、第2号といたしまして、中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条による支援給付を受けていること、第3号として、失業等により生活に困窮していること、第4号といたしまして、前3号に掲げるもののほか、教育委員会が猶予することが適当と認める事由があること、とするものでございます。

次に、施行規則第12条の延滞金を徴収しない場合の正当な理由といたしまして、第1号といたしまして、進学または傷病、もしくは災害により返還が困難であると認められること、第2号から第5号までにつきましては、先ほども説明いたしました第10条の第1号から第4号までと同様の内容となっております。

その他所要の改正につきましては、用語の整理等をさせていただくものでございます。

なお、本施行規則は、平成25年5月1日から施行するものとするものでございます。

また、議案のご審議とは直接関係はございませんが、奨学金の返還の現状についてご説明させていただきます。対象者は80人で、貸与中の高校生が13人、進学により猶予中の者が8人、返還中が59人となっております。返還中の59人のうち完納した者が8人、死亡した者が1人、現在返還中の者が50人となっております。

現在返還中の対象者の状況でございますが、長期にわたり滞納していて、分納等の約束後も支払いがほとんどされていない、いわゆる長期未納の者が12人、未納はあるものの分納や遅延しながらも支払いをしている者が10人、分割により概ね予定どおり返還している者が28人となっております。

以上で、議案第24号、相模原市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

大山委員 この施行規則の改正により、返還の猶予や延滞金を徴収しない条件の対象となる人がどれくらいいるのか、また、長期未納者に関して、どのような方法で督促しているのか、お教えいただきたいと思っております。

長嶋学務課長 長期未納12名のうち、市内に在住している者が8人、4人の方が市外在住でございます。市内在住の人については追えるわけございまして、調べますと、ほとんど全員が無職であったりとか、低所得の方ということで、条件に該当するかと思います。

市外へ転出した方は、情報がございませんので、低所得の方かどうかはわからないのですが、督促をする中で、なかなか返事がいただけないものの、督促状は現地に届いていますので、その住所地にいることは間違いないということでございます。

そのような方について、今後、現地に伺って徴収に当たるのかどうかというのは、検討していくということになると思います。ただ、あくまでも奨学金ということで、税のように高額なものではございません。月々何千円ずつ返してもらうという中で、どこまで徹底的に追うのかというのを協議していきたいと思います。

溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 それでは、ありませんので、これより採決を行います。

議案第24号、相模原市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決するにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第24号は可決されました。

#### 教育財産の取得の申出について

溝口委員長 次に、日程3、議案第25号、教育財産の取得の申出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小野澤生涯学習部長 議案第25号、教育財産の取得の申出につきまして、ご説明いたします。

本議案は、国指定史跡川尻石器時代遺跡用地の取得について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定により、市長に申し出をいたしたく、提案するものでございます。

取得の申し出をいたします財産の概要でございますが、所在につきましては、緑区谷ヶ原2丁目785番6及び786番3の2筆でございまして、地目は宅地でございます。

地籍は637.83㎡で、相手方は、先行取得をお願いいたしております相模原市土地

開発公社でございます。

取得予定価格でございますが、総額 9,834 万円で、取得期日につきましては、本年 5 月末を予定しております。

2 ページの位置図をご覧くださいと存じます。

川尻石器時代遺跡は、地図中央の黒い部分、緑区谷ヶ原に所在し、新小倉橋と国道 4 1 3 号線の間にある相模川河岸段丘上に位置しております。

3 ページの公有化図をご覧くださいと存じます。

黒い太い実線で囲んだ部分が史跡指定の範囲でございます。取得予定地は、図の上段の黒の部分で、灰色の部分は公有地化が完了したところでございます。

なお、川尻石器時代遺跡の概要につきましては、文化財保護課長からご説明をさせていただきます。

川島文化財保護課長 引き続きご説明をいたします。

史跡川尻石器時代遺跡の概要についてでございますけれども、史跡の指定でございますが、これは昭和 6 年 7 月に指定されまして、以来、平成 13 年、平成 16 年、平成 18 年と 3 度の追加指定が行われております。

史跡の指定面積でございますけれども、2 万 3,356.62 ㎡でございます。括弧内につきましては、このうち公有化されております土地の面積ということでございます。今回の取得予定の面積 637.83 ㎡を加えますと、全体で 2 万 5 4 1.48 ㎡となりまして、取得の率で言いますと 88%になるということでございます。

指定理由でございますけれども、縄文時代の中期から後期にかけての大規模な集落の跡ということで、古くから調査が行われ、豊富な遺物とともに、敷石住居、配石遺構、配石墓群など、礫石を多用した遺構が特徴という遺跡でございます。

写真の左側ですけれども、中段の写真ですけれども、これは南西上空から望んだ史跡の全景になります。それと、右側の写真ですけれども、これは平成 14 年度に発掘調査をした配石遺構が出土した様子ということでございます。

一番下の図でございますけれども、市内 4 カ所、国指定史跡がございます。その時代と年代を位置して示したものでございますけれども、川尻石器時代遺跡につきましては、約 5,000 年から 3,000 年前の縄文時代の遺跡だということでございます。

以上で、議案第 25 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願いいたします。

溝口委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小林委員 このたび、この土地を取得することによって、全体的に何か変わるところはあるのかどうかということと、史跡境界の中の民地は将来どうしていくのか、2点を伺います。

川島文化財保護課長 この遺跡につきましては、旧町において、平成13年に歴史公園の基本構想、基本計画をまとめております。この計画に従いまして、旧町の時代から、史跡の公有地化を進め、発掘調査も同時に進めており、合併後もこうした事業の引き継ぎをいたしまして、現在事業を進めております。今後、この川尻遺跡の特徴である自然石を多用した住居やお墓や、あるいは広場、こういったものを復元しまして、縄文時代の集落が体験できる歴史的な景観を復元して、学びと憩いの場所にしていきたいと考えております。

これらを進めるにつきましては、旧町がまとめた基本構想や基本計画を改めて見直しながら、また文化庁とも協議をしながら、調査の結果を分析・評価して、その結果に基づいてこの史跡の整備を進めていきたいと考えております。

この計画を進めるためには、まだ時間が大分かかることから、当面は史跡の保護とともに、例えば史跡の説明や案内板の設置、散策路の整備など、市民の学習の場や憩いの場として活用できるような、簡易な整備を進めていきたいと考えております。

それから、もう1点、私有地の残りの部分でございますけれども、約3,200㎡ほどございます。この私有地につきましては、住宅がございまして、住んでいる方がおられますので、今後も土地の所有者や住んでいる方と交渉を進めて、具体的にいつ市として取得するのか、そういった話し合いを進めていきたいと考えております。

溝口委員長 既に公有地化が済んでいるところに、細い白い線のところがございます。これは将来どうするのかということと、それから「久保沢三丁目」の文字が入っている右下のところに黒く囲んであるのも、これもそうなのでしょうか。その2点をお願いします。

川島文化財保護課長 この白い中に入っている線は、これはいわゆる市の道路の用地でございます。ここをどうするかについては、まだここにお住まいの方がおられますので、この道路はそのまま生かしていくこととなりますが、全体として史跡を整備していく中で、検討していくことになろうかと思えます。

それと、右下の、同じく実線で囲んだ小さな敷地ですけれども、これもこの川尻遺跡のいわゆる飛び地でございます。この真ん中に谷津川という小さな谷川が走っておりまして、

そこを挟んだ向かい側に位置する川尻遺跡の続きの飛び地でございます。

溝口委員長 この飛び地も、将来は取得するのですか。

川島文化財保護課長 ここは、個人の方が所有しております。今後、相手方と交渉を続け、ここも史跡として公有地化を進めていきたいと考えております。

溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第25号、教育財産の取得の申出についてを原案どおり決するにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第25号は可決されました。

#### 相模原市スポーツ推進委員の人事について

溝口委員長 次に、日程4、議案第26号、相模原市スポーツ推進委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小野澤生涯学習部長 議案第26号、相模原市スポーツ推進委員の人事について、ご説明申し上げます。

相模原市スポーツ推進委員は、本市のスポーツ推進のため、市民へのスポーツに関する助言・指導を職務とし、公民館の館長等の推薦を得て、2年の任期期間で教育委員会が委嘱しております。

本議案につきましては、平成25年度、平成26年度のスポーツ推進委員について、平成25年4月1日付で委嘱をしているところでございますが、定数が253名のところ、237名の委嘱と7地区で16名の欠員が生じておりました。このうちの相模台公民館区の欠員1名に対し、相模台公民館長より長澤彰氏を、相原公民館区の欠員2名のうち1名に対し、相原公民館長より大野卓一氏をご推薦いただきましたので、平成25年5月1日付で委嘱をいたしたく、スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、提案するものでございます。

なお、他のスポーツ推進委員の欠員につきましては、公民館等におきまして引き続き、人選にご尽力をいただいているところでございます。

以上で、議案第26号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

溝口委員長 ただいま説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

大山委員 自薦、他薦は、ともに認められているのでしょうか。

八木スポーツ課長 本市のスポーツ振興のためという志がある方は、自ら公民館の方に申し出ていただいて、それで公民館長が推薦という流れもあります。

大山委員 自薦、他薦を問わずということですね。

八木スポーツ課長 問わずという形になります。

溝口委員長 ほかにご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 それでは、ありませんので、これより採決を行います。

議案第26号、相模原市スポーツ推進委員の人事についてを原案どおり決めるにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第26号は可決されました。

#### 児童生徒の懲戒処分規程の制定を求める請願

溝口委員長 次に、日程5、請願第1号、児童生徒の懲戒処分規程の制定を求める請願を審議いたします。

本請願は、3月7日の定例会の際に、考えを整理する時間をいただくということで、継続審議といたしましたので、本日、再度審議するものでございます。

まず、事務局に、幾つか確認したいことがございます。前回、我々が議論した中で疑問に思った点を委員の方から質問していただきたいと思っております。

大山委員 まず最初に、懲戒と体罰のボーダーラインにつきまして、国の見解があるのかどうか、ちょっとお伺いしたいのですが。

西山学校教育課長 懲戒と体罰のボーダーラインについて、国の見解についてでございますが、平成19年2月5日に文部科学省から学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方というものが示されました。その中には、「教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の

発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある」とあります。また、個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断するべきと示されております。

これは平成19年2月5日に示されたものでございますが、去る平成25年3月13日には、体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底についてという通知も出されまして、その中にも同様の内容が示されております。これが国が示した見解だと認識しております。

大山委員 どのような場合が懲戒として許容され、どのような場合には体罰となってしまうのか、具体例を挙げていただきたいと思います。

西山学校教育課長 先ほどの文部科学省の考え方、これには参考事例というものが付いております。その参考事例から挙げさせていただきます。

放課後の一定時間、教室に残留させることは懲戒として許容されますが、似たようなものとして、放課後に児童生徒を教室に残留させた上で、児童がトイレに行きたいと訴えたけれども、一切室外に出ることを許さない、これは体罰と例示されております。

また、一定時間、教室の後方で起立して授業を受けさせることは懲戒として許容されますが、教室の後方で正座をさせて授業を受けさせ、児童が苦痛を訴えた後も着席を認めない、これは体罰であると例示されております。

また、立ち歩きの多い児童生徒を叱って席に着かせることは懲戒として許容されますが、立ち歩きの多い生徒を叱ったが、そのことを聞かないで席に着かないため、その児童生徒の頬をつねって席に着かせる、これは体罰であると例示されております。

ほかにも幾つかの具体例は、この参考事例の中で示されております。

溝口委員長 懲戒というのは、教育現場で普段行われているのではないかと思うのですが、懲戒を行う際に、教員はどのようなことを意識しなければいけないと考えていますか。

西山学校教育課長 当然ながら、懲戒という行為については、教育上、必要があると認められたとき、また十分な教育的な配慮のもと行われるべきと考えております。

また、懲戒行為とともに、教師が児童生徒へきちんとした説明をすることで、児童生徒の納得が得られることが大変重要であると考えます。

また、教育的に必要ながあると認められている以上は、そのことを家庭へ十分に説明し、

家庭との連携と理解が伴わなければなりません。教師の一時の感情に支配されて、安易な判断のもとで懲戒が行われてしまうと、それが逆効果を生んだり、また捉え方によっては、体罰として誤解されてしまうこともあり得ることから、十分な児童生徒、また保護者との信頼関係の上で、懲戒が行われなければならないと考えております。

溝口委員長 家庭との連携が非常に重要であるということですね。

西山学校教育課長 はい。懲戒行為自体は学校の中で行われるものですが、そこで終わってしまうのではなく、教育的配慮のもとで行われる以上は、家庭との連携が非常に重要になってくるものと考えております。

小林委員 結局体罰と懲戒のボーダーラインに関しては、幾つか読んでみますと、やはり機械的に判断することは非常に難しく、あらかじめ一般的な標準を立てることは困難であるということになると思います。というのは、学校の目的に、心身の発達に応じてというのが必ず頭に入っているのですね、小学校も中学校も。それぞれの子どもの状況に応じてということで、非常に難しいと考えます。

西山学校教育課長 仰るとおり、教師が行う行為は、子どもたちの人権に配慮するという大前提のもとで、あくまでも教育の指導として行うものでありまして、子どもたちがそのことによって心身に傷を負うようなことがあってはなりません。あくまでも教育の指導ということで、子どもたちがその行為を受けたことによって、次の成長につながるものが大前提だと捉えております。

小林委員 ということは、個々の子どもへの懲戒が体罰に当たるか否かの判断の重要なポイントというのは、その子どもの動きに対して、どのくらい配慮を尽くした行為であったかどうかということが、非常に観点として重要と考えるのですが。

西山学校教育課長 一時の感情で行った行為である場合は、子どもたちがそのことによって心の傷を負う場合が考えられます。これまでも、当然懲戒行為が行われるまでには、教師と子どもたちの人間関係の上で、様々な指導がなされているわけでありまして、その上で教師がとらざるを得なかった行為の1つとして、懲戒行為を行った場合には、その行為だけではなくて、そこに伴う子どもへの言葉かけであったり、その後の指導、支援が大変重要になってきますので、今、委員が仰られたとおりだと思っております。

小林委員 市内の学校の中でも、校則のない学校だとか、あるいはノーチャイム制をとっている学校があります。子どもたちに判断を任せているわけですね。それでうまくいっているという事例を私は耳にしているのですが、結局これも教師の判断する能力や意識の

強さがなければ無理だと思うのですが、そういうことを委ねているということですか。

西山学校教育課長 一人ひとりの教師にそのような場を委ねるということは、新任の教師が増えている現状では、非常に難しいと考えております。そういう中では、学校の中でこういう行為をした子どもに対しては、こういう指導が非常に重要であるということ、先輩の教師が若い教師に教えるであるとか、それぞれの事例に合った教師間の交流、情報交換が非常に重要になってくると思います。

学校の中では様々な課題を抱えている児童生徒がおり、その指導に苦慮している学校もあることから、教師が互いに情報交換を行い、指導力を磨くことで、それぞれの状況に合った適切な指導が行われることが重要だと思っております。

溝口委員長 ただいま懲戒と体罰の違いとか、現在の学校の状況などを事務局から聞いたわけでございますけれども、本請願を採択すべきかどうかについては、委員の皆様からご意見をお伺いしたいと思うのですが、いかがでございましょうか。

小林委員 その判断の前に、もう1つ事実確認をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

請願なされた方は、児童生徒の人権を守ることが非常に大事なのだという観点から、懲戒の要件を具体的に定めたらいかがでしょうかというご提案をされております。さらに、懲戒審査会とか、視察委員会の設置などをご提案されているわけでございますけれども、こういうご提案に対して、現在の学校の状況はいかがなものでしょうか。

西山学校教育課長 実際に学校では一人ひとりの子どもの変化に気付けるように、複数の教員の目で子どもたちを見守っている状況でございます。課題が生じた場合は組織として対応するということが、1つの条件になっております。

例えば、児童生徒への聞き取りが必要になった場合、保護者に説明する場合、家庭訪問を行う場合などには、直接関係する学級担任や部活動の顧問だけでなく、必ず学年主任であったり、児童生徒指導担当の教諭が同行し、複数で対応したうえで、その結果を速やかに管理職に報告することになっております。

さらに、その結果をもとに、学年部会または担当教諭による指導会議等を開催している状況でございます。

また、学校へ行こう週間、授業参観、学校参観等の学校行事を通して、学校の教育活動を地域や保護者にも公開しております。

さらに、学校評価において、保護者へのアンケート等、地域の方々の様々な評価を取り

入れて、よりよい学校運営を目指しているところでございます。それが、ここでお話が出ております懲戒審査会、また視察委員会とも重なるところであると承知しているところでございます。

小林委員 この懲戒審査会の内容が請願にありますけれども、現在学校では、学校教育法第11条にも児童生徒の懲戒の部分がありますけれども、当然のことながら、第11条の背景には、校長の独断で懲戒を決めていくわけにはいかないという考え方があると思うのです。やはり校長を含めた教師集団の慎重な討議の中の、その中の総意として決定するものだろうと考えているわけですが、審査会という名前ではないにしても、組織的にはそういうものが各学校にあるやに思うのですが、いかがでしょうか。

西山学校教育課長 そのとおりでございます。懲戒審査会というような名前は付けておりませんが、そのような事案が発生したときには、複数の教員がそこにかかわることと同時に、様々な方面からの意見を教員同士で出し合いながら、その子どもにとってどういう指導が、また支援が必要かということ話し合い、一番最適な支援・指導を考えた上で、その子ども、また保護者へもお話をしているところでございますので、ここでこの請願者が提案されている懲戒審査会に当たるものについては、各学校でも同様の取組は行われていると承知しております。

小林委員 もう1点、事実確認したいのですが、これは論議する上での参考までなのですが、少年院法で懲戒要件というのは、どんな状況になっているのでしょうか。審議されとかされないとか、いろいろ伺っているのですが。

西山学校教育課長 この請願者の方がお話をされている少年院法についてでございますけれども、昨年の国会で提出され、またそれは廃案になっていると承知しております。また、今国会、通常国会には提出されていないと承知しております。

小林委員 ということは、まだ懲戒要件は成立していない状況と捉えてよろしいのでしょうか。

西山学校教育課長 そのように承知しております。

溝口委員長 事務局より、学校の様子や現在の法律の状況について話がございましたが、それを踏まえた上で、委員の皆さん、いかがでしょうか。

大山委員 この請願者の方は、少年院という特殊な環境を引き合いに出しており、やはり市内の教育現場とはちょっと、環境に差異があるのではないかと。教育現場で請願者の言うようなことを実施するというのは、現場の教師と、それから子ども、保護者という関係

から見ますと、実際的ではないと考えます。

小林委員 子どもたちの意見をしっかり聴いて云々という部分が、請願の文書の中にあっただと思うのですが、これはやはり公立の学校教育である限りは、きちんと保証されているわけですよね。例えば児童の権利に関する条約第12条と、それから平成6年に事務次官通知が出ておりますね。退学、停学等の懲戒を行う場合には、子どもの意見をよく聴くようにという指示が出ているのですが、そういうもので補えると私は思うのですが、いかがでしょうか。そういう条約などがバックにあるということで、と思うのですが。

溝口委員長 これは事務局でおわかりになりますか。答えられますか。

西山学校教育課長 当然、子どもへの懲戒に係る行為、また子どもへの指導、支援につきましては、子どもの人権に配慮した取組が重要になってまいります。

当然のことながら、人権に配慮するということは、子どもの今置かれている状況や子どもの考え、またその子どもの背後にあるいろいろな環境など、様々なものを考慮しながら、子どもに合った適切な指導、支援をすることが重要であり、教師が一方的な指導、支援を行うことでは、教育的効果は生まないということは当然のことだと思っております。

溝口委員長 私は、今の相模原市の子どもたちを見ていまして、完全な管理下に置く矯正施設の教育とは違うのではないかと思います。学校教育はやはり、大山委員からのご指摘がございましたが、保護者が家庭で行う教育という基盤の上に立って、子ども本人と保護者との信頼関係の中で行うということが、まず重要ではないかと思います。

先ほど学校教育課長の方からも、この信頼関係というのは極めて重要であるというお話がございましたが、私もそのとおりではないかと思っております。

小林委員 人権・児童生徒指導班を新設しましたよね。学校訪問などが行われ、相談活動が展開されると思います。さらにまた、いじめ対応マニュアルを改訂しました。家庭におけるチェックリスト付きで、扱いやすいなと思う資料です。

先日、総合学習センターで、情報モラルハンドブックも出しました。心を耕すページも載っております。さらには、児童生徒指導の手引きも出ています。

それから、教職員コンプライアンス推進指針も出ました。この中で、法令に違反していないか、社会常識を踏み外していないか、堂々と市民に説明ができるかななどを自問自答してみようという部分がありまして、常に日常の生活の中で、先生方はそれを恒常的に確認していこうという。

さらには、様々な研修により、教師の懲戒や体罰に関する考え方や認識は研ぎ澄まされ

ているのではないかなと認識しているのですが。

大山委員 私もそう思います。

溝口委員長 相模原では、先生方の子どもへの指導について、かなり支援しているのではないかという感じはいたします。

各委員のご意見からすると、請願は採択しない、不採択とすることでいかがでしょうか。

小林委員 やはり少年院と学校の本質的な違いがあるのではないかと思うのですね。その目的も、対象者も、職員と子どもとの関係も、組織も体制も、本質的な大きな違いがあるのではないかと思います。

提案されている手法や名称は違っていても、狙いを十分達成できるような内容が、現在の学校教育の中の組織や行政の体制にもあるように感じられるのです。

相模原市は、学校と教育行政が、先生方の指導の力の向上のために日々努力をしている実態が、まずあるわけですね。それから、膨大な資料があって、それに対する研修体制も整っているという実態もあると。その中で、やはりこれをさらに基盤にしながら、ブラッシュアップしていくことができるのではないかと思うのですね。

溝口委員長 それでは、本請願については不採択することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 それでは、ご異議ございませんので、請願第1号は不採択、採択しないということにいたします。

それでは、最後に1つ、事務局にお聞きしたいことがございます。

本請願は不採択としましたが、先ほどお聞きしましたように、懲戒と体罰の明瞭な線引きというものは、非常に難しいようです。そうすると、どのようなものが懲戒で、どのようなものが体罰になってしまうのか、教員がしっかりと理解することが、子どもの人権を守るために必要です。

本請願の請願者も、子どもの人権を守るという思いを出発点として請願を出されたのだと思います。教員の理解を深めるためのこれまでの取組、そしてこれからの取組について、事務局の方にお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

西山学校教育課長 まず教員は、決して体罰を行うことがないよう、平素からいかなる行為が体罰に当たるかについて正しい考え方、これを理解しておく必要があると思っております。

また、懲戒行為につきましても、教育上必要があると認められるということ、さらに児童生徒がきちんと納得しているということ、そして、保護者との連携が非常に重要になってくると考えております。

学校教育課では、平成22年から市内の先生方が中心となりまして、児童生徒指導の手引きの作成に着手いたしまして、平成24年4月にこの手引きが完成いたしました。この中では、児童生徒との信頼関係を築くためのヒント、日常の叱責や注意のあり方の留意点、保護者との人間関係づくりのポイントなどをまとめ、学校での研修等に役立てていただいているところでございます。

また、先月3月29日には、相模原市立学校教職員コンプライアンス推進指針が策定されました。この中でも、法令の遵守や徹底を定めただけではなく、体罰を子どもの人権侵害として明確に位置付けています。

いずれも、学校、児童生徒、保護者、地域の信頼関係の上に立った指導の重要性が認識できるものと考えております。今後、これらの手引き、指針の周知を図るとともに、教職員の研修を通して、教職員の指導力、また資質・能力の向上に努めていくことが重要と考えております。

溝口委員長 以上で、本日の議事は終了いたしました。

ここで、職員の入替えがありますので、休憩したいと思います。

3時40分から再開したいと思います。どうもありがとうございました。

(休憩・15:28～15:40)

溝口委員長 それでは、始めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 平成25年相模原市議会(3月定例会一般質問)報告について

溝口委員長 事務局から、報告事項があるようです。

順次、報告をお願いしたいと思います。

はじめに、報告事項1について、教育総務室からお願いいたします。

小山教育総務室長 報告事項1でございますけれども、市議会3月定例会の一般質問の教育委員会関係の質疑についてのご報告でございます。

13名の議員から34問の質問がございました。そのうちいじめ問題に関連する質問につきましては、4名の議員から10問の質問がございました。

以上、概要についてご説明をさせていただきました。全体を含めてのご質問等につま

しては、担当課の方からお答えをさせていただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

溝口委員長 それでは、報告事項1につきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

大山委員 食物アレルギー対策についてですが、相模原市は、神奈川県下だけではなく、日本でもかなり早く、食物アレルギーに対して対応を進めており、指導的立場にもあるわけですが、現実的に今週になりまして、東京都の調布の学校で、現場の担当教員が誤って児童に禁止になっている物を与えたという事例がございます。やはり現場で何回も何回も、いわゆる実地練習をやっていくということが必要だと思いますが、現実的に、今教育委員会で学校現場について対応しているところを具体的にお聞かせいただければと思います。

鈴木学校保健課長 本市では、平成22年に学校給食食物アレルギー対応マニュアルを策定し、学校現場においてアレルギーのある児童生徒を把握し、学校給食における対応を行うこと、また、学校生活管理指導表に係る費用を公費負担することによりまして、主治医と学校、保護者がお互い共通理解の上で、実際に学校給食でどのようなことができるのかを日々実践してまいりました。

お話がございましたとおり、昨年12月20日の調布での死亡事故は、学校現場でも重大な事件として捉えておりまして、保護者の方も非常に敏感になっている部分もございます。

この事件を受けまして、教育委員会では独立行政法人国立病院機構相模原病院のご協力をいただきながら、来月20日に、学校向けに食物アレルギー対応のより実践的な研修を実施することを予定しております。

小林委員 そのアレルギー対策の研修ですが、対象者はどういう方なのでしょうか。

鈴木学校保健課長 基本的には、全学校の教職員ということですが、特に学校生活上、エピペンをお持ちいただいている児童生徒のいる学校の、校長あるいは養護教諭、栄養教諭、あるいは学級担任を対象に、研修してまいりたいと考えています。

学校現場の意見を聞いたところ、医者ではない学校の先生がエピペンを打つタイミングがわからないですとか、いろいろ個々、現実的に即した課題が出てきておりますので、アレルギー専門医にいろいろ研修をいただいて、質疑応答の中で、学校現場の不安を解消していきたいと考えております。

小林委員 国の方でアレルギー疾患対策基本法案が出て、その骨子と概要が新聞に出てい

ました。ここにも先生方の研修の機会をつくっていきと出ておりますので、ぜひとも相模原市におきましても、できるだけ早めに対応していきたいと思います。

溝口委員長 私もそれに関連して、「今後、実効性のある訓練を実施してまいりたい」というふうに書いてございますが、これは今の研修等も含めて、何かほかにもございますか。

鈴木学校保健課長 全体的な研修を5月20日に予定させていただいておりますが、よりきめの細かい、実際にエピペンのトレーナーを使った実技訓練的な、打ち方についてはこういう打ち方をするのだ、あるいは発症時には、寝かせるときにはこういう若干足を上げたような体勢をとるのだとか、こういうものを取り入れて、日々訓練をしていくことが重要かと考えておりますので、できる限り、そういうものを専門医の協力をいただきながら拡充していきたいと、このように考えております。

大山委員 今の補足なのですけれども、市内には、こういうどうしても食物アレルギーでアナフィラキシーショックを起こすような方が、市内の学校に60何人ですかね、いらっしゃるといことなので、全体的にはそういう研修会を開いて、全ての学校の担当者に研修していただくのが1つ。もう1つは、実際にそういう児童がいる学校でもって、より集中的に、多くが相模原病院に通院中の方ですから、そこで生活管理表を発行しているわけであり、主治医と保護者と本人と、それから学校の担当者を交えて、実質的な話し合いを普段からしていくということが一番大事だと思います。今、現実にその作業を進めているというところだと思います。

溝口委員長 3ページなのですが、平成22年度の喫食率が59%、昨年度が54%、本年2月現在は49%と、やや減少ぎみになっているということです。

一番下のところに、「中学校給食検討委員会を設置し、今後の実施方法について検討してまいります」と書いてございますが、これは喫食率が減っているということの関係で、こういう文章が書いてあるのでしょうか。

鈴木学校保健課長 本市では、平成22年度以降に始めました、このデリバリー方式の中学校給食につきましては、平成18年、学校給食あり方懇話会を設置し、その中でデリバリー方式で、相模原は中学校給食を全校で実施していこうと。ご承知のとおり、市内37校中7校は城山と津久井の学校給食センター方式で給食を実施しておりまして、残りの30校についてはデリバリーで始めた。

開始以降、約10%は減っておりますが、この減る、減らないにかかわらず、始めたことについて、一度やはり立ち止まって評価する必要があるだろうということで、この中学

校給食検討委員会を本年度設置いたしまして、本年度中に一定の方向性の結論を出したいと考えております。

小林委員 5ページの新政クラブの石川議員の質問ですが、国際化の推進についてというところで、市内の小・中学校に在籍する外国人児童生徒の人数と、その指導者の関係について伺います。

それから、答弁の最後に「さがみはら国際交流ラウンジやNPO法人などとの連携をさらに進めてまいります」とありますが、このラウンジやNPO法人のどのような機能を期待しての連携なのかについて、お伺いいたします。

西山学校教育課長 平成24年度の外国人児童生徒、要するに外国籍を持って母国語を外国語としている児童生徒の数でございますが、小・中合わせて383名でございます。その他に、日本国籍を有する帰国子女であって、日本語が苦手な児童生徒が78名おります。そのうち、日本語の配慮が必要な児童生徒数、要するに講師の派遣の対象となる児童生徒数が、174名となっております。

この174名のうち、日本語巡回指導講師の支援を受けた児童生徒数でございますが、平成24年度では116名となっております。延べ回数にいたしますと2,576回となります。

また、日本語指導等協力者の支援を受けた児童生徒は、54名となっております。

もう少し詳しくお話しいたしますと、日本語巡回指導講師というのは、日本語を子どもたちに教える講師でございます。要するに、日本語がまだ身に付いていなくて、学校の授業についていくのに必要な日本語を取り出して日本語を教える講師が、日本語巡回指導講師でございます。

もう1つの日本語指導等協力者については、その子どもにとっての母国語が話せる指導者であり、学校等の先生や、いろいろなところでコミュニケーションをとるために母国語を話してあげて、よりその学校生活になじめるようにする協力者でございます。

2点目のご質問である交流ラウンジ、NPO法人につきましては、淵野辺にございます国際交流ラウンジにつきましては、様々な外国語が話せる方、また外国籍の方たちが集う機関がございます。こちらの方に私どもの方も何度か足を運びまして、実際にこの日本語指導等協力者に登録していただくであるとか、様々な情報をこちらの方に提供していただいております。

また、なかなか日本の生活に慣れないご家族については、こういうところのラウンジ等

をご紹介させていただいたりしております。NPO法人につきましても、同様な団体がございますので、そういうところと連携を図りながら、外国から来られた方や帰国されてきた方たちが、日本の生活、また学校生活に慣れるように、支援を行っているところでございます。

溝口委員長 ほかに何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 それでは、この件はもうよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

#### 人権・児童生徒指導班の役割等について

溝口委員長 それでは、次に、報告事項2について、学校教育課からお願いします。

西山学校教育課長 学校教育課の方から人権・児童生徒指導班の役割、またこれからの取り組みの状況と、あわせて5月の防止月間、またいじめ対応マニュアルについて、あわせてご説明をさせていただきたいと思っております。

はじめに、本年度、学校教育課に新設いたしました人権・児童生徒指導班について、ご説明をいたします。

この班の役割といたしましては、子どもたちが安心して明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、学校の教育活動、学校環境づくりを支援するとともに、子どもたち一人ひとりが個性や能力に応じて自己実現を図ることができるよう、人権・福祉的な視点と児童生徒指導的な視点の両面から学校の指導体制をバックアップしていくという、そういう組織でございます。

そのため、本年度の重点を4つ挙げさせていただきました。1つ目は、いじめの根絶に向けての取り組みでございます。いじめ問題への対応につきましては、心身に大きな傷を残し、場合によっては命にかかわるような重篤ないじめの事案が二度と起こらないよう、学校、保護者、地域の方とともに、様々な活動を行ってまいりたいと考えております。

具体的ないじめの根絶のための取り組みを、裏面に記載いたしました。学校へは、定期巡回訪問をはじめ、できるだけ足を運び、対応を学校と一緒に検討してまいりたいと考えております。そして、学校がいつでも相談できるよう、顔の見える関係を築いていきたいと思っております。

資料の下半分のところには、今回、班としてつくった3つのチームの対応表を掲載させ

ていただきました。

また、いじめ相談ダイヤルを、この4月22日から開設いたしました。今後、様々な手だてで、窓口を児童生徒や保護者等に周知してまいりたいと考えております。

その周知の方法といたしましては、5月1日の広報さがみはらの表紙の中で、みんなで目指すいじめゼロという形で、大きく掲載することができましたので、こちらの方を通して、市民に広く周知いたします。

5月のいじめ防止月間の取り組みについては、後ほどご説明いたしますが、11月につきましては、11月17日に、相模大野のbono相模大野の中にありますユニコムプラザにおいて、いじめ防止フォーラムを開催することを計画しております。

2つ目といたしまして、自他を尊重する人権感覚を持った児童・生徒の育成でございます。自他を尊重する人権感覚を持つ児童生徒の育成をすることが、いじめや暴力行為等の未然防止にとっても重要な視点だと捉えておりますので、このところに重点を置いた取り組みを推進してまいります。

3つ目といたしまして、学校問題への迅速、効果的な対応でございます。先ほどご紹介いたしました人権・児童生徒指導班の人的な資源を有効的に活用する。また、関係機関との連携も速やかに図れるよう、取り組んでまいります。

4つ目といたしまして、教職員の児童・生徒指導力の向上でございます。学校には、今若い先生方が増えておりますし、子どもを取り巻く課題も年々変わっておりますことから、人権・児童生徒指導班から学校の児童生徒指導の一助となるような情報を積極的に配信してまいりたいと思っております。

また、この夏休みには、人権・児童生徒指導班の指導主事、また警察OB等が学校の方に出向きまして、学校の校内研修の方も充実させてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、5月のいじめ防止月間の取り組みについて、ご説明申し上げます。

このいじめ防止月間の取り組みといたしましては、「あいさつ」をキーワードに、学校、家庭、地域、関係機関等が一体となった取り組みを進めてまいりたいと考えております。

具体的には、学校の巡回やいじめ相談ダイヤルの対応、また、子どもに対する優しい言葉かけをしようという呼びかけとともに、いじめ相談窓口等を印刷したクリアファイルケースを配付する予定でございます。このクリアファイルは、子どもたちが喜ぶような優しい言葉かけや、こんなことをすると、それはいじめになってしまうのだよということを具

体的に掲載したものでございます。

小学校1年生から中学3年生までの全児童生徒にこれを配付し、その中には、先ほども申し上げましたいじめ相談ダイヤルの番号も示しまして、何かあったらこちらの方に電話ができるような形で啓発してまいります。

また、このクリアファイルの中には、保護者向けといたしまして、家庭で子どもと向き合おうというようなメッセージを載せたリーフレットを、学校を通じて配付したいと考えております。

また、あわせて市内の関係機関、窓口には、いじめ啓発ポスターを掲示していただくように依頼しているところでございます。

学校には、既に各学校で実施している挨拶運動において、この期間にさらに意識を高めるとともに、教職員が学級の状況や児童生徒一人ひとりの様子を観察する取り組みを全校で実施していただくよう、校長会の方に既に依頼しております。

いじめ防止月間の取り組みの周知についてでございますが、そのほかPTA連絡協議会と連携も図りまして、各学校のPTAからも呼びかけをしてもらうように、今進めているところでございます。

地域や関係機関、一般市民の方につきましては、本日の午前中に関係18課の課長によるネットワーク会議を開催いたしました。各課が関係する団体への周知についてなど、様々なご意見もいただきまして、関係機関が行う研修会や協議会において、相模原におけるそれぞれの地域の学校の状況を指導主事に話していただきたいというような、非常に貴重なご意見もいただいたところでございます。ぜひそのような取り組みを、今後進めてまいりたいと思っております。

以上が、この5月の防止月間をきっかけとした、今後の取り組みについてでございます。

最後になりますが、いじめ対応マニュアルについてでございます。このマニュアルにつきましては、平成17年に教育委員会で作成したものを本年度、いじめの問題を受けて、内容の見直しを行ったものでございます。

構成についてでございますが、1ページにいじめの認識について、再確認をいただくよう、本市の実態とともに、いじめが把握しづらくなっていることや、遊びやけんかとの区別がつけづらいこと。一旦解消したとしても、継続していることがあることなど、教師のなかなか気付にくいところを、具体的な事例を挙げまして示しました。

また、16ページ以降には、前回のもので大分違って、具体的に活用できるような資料

を添付いたしました。

また、大きく追加した部分でございますが、アンケート調査の工夫については、かなりボリュームを使って示しました。冊子におきますと、20ページから23ページというところでございますが、昨年度、市内中学校でありましたいじめに係る暴力事案の際、いじめられていた本人が、周りの目が気になってアンケートにいじめられていることを書けなかったことがございました。

あくまでも例示でございますが、家庭に持ち帰って回答する、封筒に入れて記載内容が見えないようにして回収する等の工夫も掲載するとともに、いじめのことだけに特化するのではなく、自分の学級や仲間のよい面も書けるような形で、このアンケートを通して、みんなでよりよい学級、学校をつくっていこうという視点を子どもたちが持てるような形でアンケートを行う事例なども示させていただきました。

2点目でございますけれども、12ページになりますが、担任が気付いていながら、管理職まで伝わらず、管理職を中心とした校内支援体制が構築できなかったり、学年や担任の指導で解決したと捉えていたものが継続していて、いじめが深刻化してしまうケースがあることから、いじめの発見から事実関係の正確な把握や情報収集、情報の共有化を十分に図るための流れを記載するとともに、27ページと28ページには、これはチェックリスト等の記録の仕方になりますが、いじめの校内での情報の共有化のための記録をする方法について、具体的に示させていただきました。

学校がこのいじめ対応マニュアルをもとに、まずは一人ひとりの教職員が自覚をすること、また、これを通して校内への研修を行い、子どもたちの状況をお互いに理解するという事に役立てていただきたいという思いで作成いたしました。

各学校には、インターネットを通じて電子版を配信するとともに、冊子につきましても、学校に配付しているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

溝口委員長 この件につきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

小林委員 感想です。このいじめ対応マニュアル、非常によくできているなと思っております。教職員の研修はもとより、例えば26ページ以降にある、家庭におけるチェックリストなどは、保護者やPTAの学習資料にも非常に役立つのではないかなと。非常にタイムリーに改訂されたなと思っております。相模原市教育委員会の高い本気度を示していると思います。

溝口委員長 ほかに何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 では、この件はこれでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

相模原市文化財の指定及び登録にかかわる諮問に対する答申について

溝口委員長 次に、報告事項3について、文化財保護課からお願いいたします。

川島文化財保護課長 相模原市の文化財の指定及び登録にかかわる諮問に対する答申について、ご報告いたします。

3月7日の定例会で、相模原市指定文化財として、勝坂有鹿谷祭祀遺跡出土の祭祀遺物を1件、それから登録文化財として、大島古清水上組のヤツボを1件、文化財保護審議会に諮問いたしますことをご決定いただきました。3月13日開催の文化財保護審議会に早速これを諮問いたしました。慎重に審議された結果、同日付でその内容について妥当であるという答申が出されましたので、4月1日付で告示いたしました。

なお、告示をいたしました指定登録文化財につきましては、市民に広くお知らせをするため、報道機関へ資料提供をするとともに、4月15日の市の広報に掲載いたしました。

また、本年度、紹介のパンフレットなどを作成するとともに、ホームページに掲載して、活用やPRを図ってまいりたいと考えております。

以上です。

溝口委員長 これにつきまして、何かご意見ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 この件はよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

#### 教育委員活動報告

溝口委員長 次に、委員の皆さんから何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 ないようでしたら、教育委員の活動報告をお願いしたいと思います。

大山委員の方から入学と卒業についてお願いいたします。

大山委員 私は、3月21日木曜日に、市立大野台中央小学校の卒業式、それから4月5

日に、清新中学校の入学式に行つてまいりました。大野台中央小学校の卒業式、それから清新中学校の入学式ともに、例年になく桜が急速に開花し、卒業式にはまだ桜が残っており、皆さん、桜があったということで喜んでおられました。

まず、大野台中央小学校、ここは私がもう10年来、校医をしている小学校でございます。ちょうど相模原の中央というか、古淵の駅から真つすぐ行った相模原ゴルフ場のちょっと手前にあるところでございます、大体全校生徒が900人弱ということですから、かなり多い児童数の学校でございます。

私の卒業式の印象というのは、自分自身の子どものときの卒業式ということで、もう大分古い印象でございます、昨年からこういう卒業式や入学式に出席させていただいて思うことは、非常に新しい斬新な方法でもって、例えば門出の言葉、それから、それに対する卒業生の言葉にもリレー方式で言うなど、今の時代を反映しているのかなということで、非常に印象的でございます。

田中校長先生からは、卒業生に対しまして3つのことを言っておられました。挨拶ができること、相手の気持ちを思いやること。感謝の気持ちを持つこと。「皆さん、実行できたね」というような言葉を言っておられました。

最後に、私自身は、記念品の贈呈という役を与えられまして、初めてそういった授与をいたしましたということでございます。

それからもう1つ、清新中学校でございます。全国的に起きている学校現場でのいじめということを反映いたしまして、この学校では生徒会長が新生生に対しまして、いじめは絶対起こさない。もう生徒の間で相手と向き合つて解決していこうという、力強いメッセージが新生生に発せられたということでございます。

今年の新生生は、20世紀最後の生まれの生徒ということで、これも、あっ、そうなのかというような印象を持ちました。

以上でございます。

溝口委員長 どうもありがとうございました。

では、次に、小林委員。

小林委員 卒業式に4つ、それから入学式に2つ行ってきましたけれども、時間の都合で幾つかをかいつまんで申し上げます。

まず、卒業式では、青根小学校に行つてまいりました。全校生徒が13名で、そのうち卒業生が5名で、1年生がゼロなのですが、子どもたちが少ないということもあろうでし

ようけれども、校長先生が本当に一人ひとりを名指して、今までの青根小学校の学校生活で活躍した様子をきちんと認めてあげて、挨拶しておりました。

それから、在校生が贈る言葉の中には、やはり5名の子どもたちにこういう点でお世話になったとか、こういう点がすばらしかったとか、こういう点をまねしたいのだという事例を挙げながら、お礼の言葉を贈っていました。非常に温かみのある、すばらしい自然の中で、地域の方々に囲まれて、一人ひとり非常に大事にされ寄り添って、人情味にあふれる中での学校生活を送ったのだなという感じが、卒業式から見てとれました。

最後に、保護者の代表の方が、これは保護者全体の意見ですということですが、「親は全く安心し、そして信頼し、子どもを学校に送り出すことが毎日できました」と、「深く深く御礼申し上げます」という挨拶がございました。これがまず青根小学校の様子でございます。

それから、入学式では、鶴野森中学校に、4月5日に行ってまいりました。これは非常に大きな学校ですので、169名の入学生がいる入学式でございました。

まず、案内されて玄関に入った段階で驚いたのは、生徒たちに会うと、非常に立ち居振る舞いの品性のよい、丁寧な挨拶を受けました。歩きながら「おはようございます」とかではないのですね。きちっと立ち止まって、相手の目を見て挨拶していました。

そして、もう1つ驚いたのは、校歌ですね。全校合唱で校歌を歌うのですが、非常にハーモニー豊かに、輪唱ありで、何か合唱曲を聞いているような様子の校歌合唱でございました。

最後に、在校生の代表の言葉がありましたけれども、「とにかくこの学校で皆さんが中学生生活を楽しく、そして安心して送られるように、私たちは頑張りますから」という激励の挨拶でございました。これも見事な挨拶でした。何か帰るときに、自分の子どもがいれば、こんな学校で中学生生活を送らせたいなとか、あるいは自分もこんな学校で過ごしたかったと、そんなふうを感じさせられるような入学式でした。

総じて、それぞれの学校ですが、非常に来賓の方が多いのですね。そして、控室での会話から、非常に日ごろより学校と地域の方々が深い連携の中で展開しているという様子がよくうかがえました。

それから、入学式にしても卒業式にしてもそうなのですが、本当に落ち着いて、式典らしい雰囲気の中で、その中にもほのぼのとした雰囲気があると感じました。

それから、どの学校もそうでしたが、受付や案内、花の飾りだとかにおいて、保護者の

方々の応援体制が非常にあり、学校と保護者との協力体制がよくとれているなという様子がうかがえました。

溝口委員長 ありがとうございます。

私は、卒業式には小学校に3校、中学校に1校行ってまいりました。

その中で特に印象に残っているのは、相原小学校でございます。卒業生は96名で、別れの言葉が大変よかったように思いました。これは生徒が一人ひとり学校の思い出等について言葉を交えたわけでございますけれども、元気があり、言葉がはっきりしていて、非常に印象的な別れの言葉でございました。

それから、最後に歌った歌が「旅立ちの日に」という歌でございますけれども、よくほかの学校でも歌われますけれども、非常に我々に歌の内容がよく伝わるような歌い方をされていて、相原小学校は非常によく指導しているなという感じを受けました。

一番印象に残ったのは、教頭先生が、卒業生一人ひとりにちゃんと「卒業おめでとうございます」という言葉をかけていたことです。

最後に、教育委員会の主なイベント等について、事務局より情報提供があるようです。各部の部長から、説明をお願いしたいと思います。

白井教育局長 今回、情報提供という関係で、広報カレンダーというものを作成いたしました。各月の教育委員会、あるいは学校、それから生涯学習関係の教育機関、そこでの事業、イベント等を整理いたしまして、毎回、教育委員会にお出しをさせて、情報提供をさせていただくことになりました。

後ほど各部長より説明いたしますが、これを見ていただいて、ぜひ教育委員にも、これはぜひちょっと見てみたい、視察してみたいなというものがございましたらば、ぜひお声をかけていただきたいと思います。

また、これは概要だけでございますけれども、近くになりましたらば、積極的に報道提供もしてまいりたいと思います。相模原の教育委員会、あるいは各機関、大変すばらしい、いい事業をそれぞれやっておりますので、そういったものも積極的に報道機関の方へ、さらに情報提供いたしまして、発信力の強化をしていきたいと思っております。

小泉学校教育部長 それでは、学校教育部にかかわる何点かのイベント等について、日を追いましてお話をさせていただきます。

まず、5月1日と6日、これは教員採用試験の志願者説明会の相模原会場ということで、1日は杜のホール、また6日は先ほどもありましたようにユニコムプラザさがみはらで行

います。相模原会場ということは、言い替えますと岩手、仙台、東北会場でももう既に説明会は終了しております。

続きまして、8日でございます。いじめ防止月間に伴う啓発活動ということで、先ほど学校教育課長からの説明がございましたが、ファイルケースの配布を予定しております。

10日には、そこには書いてございませんが、小・中合同の引き取り訓練の実施ということで、校長会が設定いたしました基準日となっております。この前後に、全ての中学校区ではございませんが、小・中合同の引き取り訓練を行う予定でございます。10日にやる学校がかなり多いと承知しております。

そして、一番下になりますけれども17日、これは教員採用試験の申し込みの中間発表をホームページにて行う予定でございます。

22日の水曜日ですが、青少年相談センターが所管いたします第1回の不登校を考える集いということで、青少年教育カウンセラーと一緒に、不登校や登校しぶりについての話し合い、情報交換を行う場がございます。

24日には、内郷小学校の相撲大会があるということでございます。昭和50年代から行っているということです。たしか昨年度は、民放でも取り上げられたということで、かなり珍しいものになります。全校で取り組むと、男女関係なく参加するということで、ほほ笑ましいシーンも数多く、また、PTAなどによる炊き出し等もあって、非常に温かな行事となっております。

31日、教員採用試験の受付がここで締め切りとなります。

小野澤生涯学習部長 それでは、生涯学習部のご説明をさせていただきます。まず、5月3日、星空観望会を博物館で行います。これは毎月第1金曜日を中心に行っておりまして、ボランティアの方たちの協力のもと、博物館の方で星座等を観察して、ボランティアの方からのお話も聞くことができる観察会でございます。

続きまして、8日でございますが、民俗探訪会「下溝地区を歩く」ということで、ボランティアの方たちの協力のもと、下溝地区の社寺や遺跡物などの見どころを案内して、現地を探訪するという事業でございます。

それから、11日の月例子ども映画会でございます。毎月定例的に子ども映画会、これは第2土曜日に開催しておりまして、子ども向けの映画を4種類、毎回図書館の方で行っているものでございます。

その下段の旧石器八テナ館の文化財探訪ということで、谷原古墳等の遺跡を中心に、田

名向原遺跡ボランティアガイドの案内のもと、文化財探訪を行うものでございます。

続きまして、12日のシネマサロン、これは大人を対象にした古い映画を、昔ながらの白黒等の映画を中心に、毎月第2、第3火曜日に開催しております。

続きまして、勝坂を学ぼう「谷戸のいきもの観察～生態系について～」ということで、これは史跡勝坂遺跡公園に生息している水生生物や植物の観察を行うものでございます。

続きまして、14日は先ほどのシネマサロンの2回目でございます。

続きまして、水泳のジャパンオープンですが、これは先般新潟長岡で行われました日本選手権で選抜されました7月の世界水泳の代表選手たちが参加するもので、24日から26日の3日間、グリーンプールで行われます。

それから、24日には、文化財研究協議会公開講演会、こちらは先般、津久井町史自然編が刊行されましたので、その内容等の講演がございます。

それから、25日からは、「収蔵民俗資料展」ということで、「尾崎弔堂収蔵品展」が、博物館で行われる予定でございます。

25日は、旧石器ハテナ館の連続講座ということで、考古学の発掘で明らかになった八瀬川関係地域の歴史について、ハテナ館で行う予定でございます。

26日には、古民家園の事業ということで、「忍者と一緒にあそぼう!」ということで、文化財保護課の事業として実施いたします。

溝口委員長 以上で、部長の方はよろしいでしょうか。

では、最後に次回の会議予定日でございますが、5月16日木曜日、午後2時30分から当教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

溝口委員長 それでは、次回の会議は5月16日木曜日、午後2時30分の開催予定いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉 会

午後4時33分 閉会